

沖縄県地域外交推進本部設置要綱

(令和5年9月4日 推進本部長決裁)

(目的)

第1条 沖縄県の地域外交の推進に向け、県施策の総合的推進を図るため、関係部局による沖縄県地域外交推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表1に掲げる本部長をもって組織する。

- 2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、知事公室を担当する副知事を優先する。

(所管事項)

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を審議し、推進する。

- (1) 沖縄県の地域外交の基本的な方針に関すること。
- (2) 地域外交に係る関係部局の取組状況の共有等に関すること。
- (3) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

(本部会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第5条 本部の下に、別表2に掲げる関係部局の主管課長で組織する幹事会を設置する。

- 2 幹事長は、知事公室秘書防災統括監を会長とする。
- 3 幹事会は幹事長が招集し、これを主宰することとし、幹事長に事故あるときは、幹事長がその職務を代行する者を指名することができる。

(連絡調整会議)

第6条 関係課間の取組状況の情報共有、進捗状況の確認等を行うため、幹事会の下に、連絡調整会議を設置する。

- 2 連絡調整会議の構成員は、関係課の班長級職員とし、必要に応じて幹事長

が指名する。

(事務局)

第7条 事務局は、知事公室特命推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月4日より施行する。

別表1

政策調整監
知事公室長
総務部長
企画部長
環境部長
子ども生活福祉部長
保健医療部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長
企業局長
病院事業局長
教育長

別表 2

知事公室	秘書課
総務部	総務私学課
企画部	企画調整課
環境部	環境政策課
子ども生活福祉部	福祉政策課
保健医療部	保健医療総務課
農林水産部	農林水産総務課
商工労働部	産業政策課
文化観光スポーツ部	観光政策課
土木建築部	土木総務課
企業局	総務企画課
病院事業局	病院事業総務課
教育庁	総務課